

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集（パブリックコメント）に寄せられた御意見について

（令和3年9月21日から令和3年10月20日まで実施）

○意見数 3件

○主な意見

- ・ 出産・育休取得が事業年度をまたぐケースは、どのように計算すればよいかご教示いただきたい。
- ・ 公表する数字は割合だけでなく、分母と分子の数字も入れるべきではないか。
- ・ 改正法について、基準となる常時雇用する労働者の数が千人を超える場合とするのは、基準となる数としてはあまりに多過ぎるので、三百人あるいは百人といった数が適切と考える。